

# 安定的な行政運営のために 行財政改革推進プランⅡ30年度中間報告

27～30年度を改革期間としている行財政改革推進プランⅡについて、30年4月から9月までの取り組み状況を報告します。

本市では、23年度から第6次池田市総合計画によるまちづくりに取り組んでおり、そのまちづくりの基本目標の一つである「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を達成するために、次の4つの施策を実施しています。

- ①開かれた市政の推進
- ②健全な行財政運営の推進
- ③広域行政の推進
- ④情報通信技術の活用

行財政改革推進プランⅡは、現在の財政危機を回避するだけでなく、中長期的な展望に立ち、安定的な行政組織の基礎を確立することを念頭に、行財政改革に対する当事者意識を組織全体

に浸透させ、4つの施策をより具体的な取り組みに基づいて実現するべく策定したものです。なお、同プランの改革目標は次の4点です。

- 財政調整基金残高 平成30年度末10億円以上
  - 経常収支比率90%台
  - 職員数600人程度（一般会計）
  - 人件費総額（退職手当を除く）60億円未満
- 《中期目標》安定的な財政構造の確立（臨時財源補てんをせず形式収支黒字化）

一般会計職員数（各年4月1日）の推移（単位：人）

区分	26年度 (参考)	27年度	28年度	29年度	30年度
一般会計 職員数	599	600	595	598	604

30年9月までの主な取り組み内容は次のとおりです。

## ①開かれた市政の推進

### 【市民参画の推進】

「池田市 研究×まちづくりサロン」による産官学民の連携

### 【広報機能の充実】

大阪池田ゲストインフォメーションを活用した情報の発信

### 【情報公開などの充実】

審議会等の会議の公開の推進、パブリックコメント手続制度の推進による市民参画の場の確保

## ②健全な行財政運営の推進

### 【行政の効率性と財政の健全化の確保】

池田市社会福祉協議会への委託事業及び補助事業の見直し、指定管理者を一括して指定（公益活動促進センター・男女共生サロン、葬祭場・五月山霊園・桃園墓地、市民文化会館・カルチャープラザ）、葬祭場への利用料金制の採用、市民文化会館等に係る指定期間10年間の指定、五月山緑地全般を対象としたマネジメント方針などの策定および事業スキームの検討、市立池田病院における行政財産の目的

外使用の再検討、浄水場の運転管理・中央監視業務の一部委託

### 【歳入の確保】

債権管理条例に基づく市債権の適正管理、屋外広告看板の設置、旧池田市立伏尾台小学校北校舎の活用、ふるさと納税制度の活用によるみんなでつくるまちの寄付の募集

### 【活力ある組織づくりと適正な人事管理】

自ら考え行動できる自律型職員の育成

## ③広域行政の推進

### 【他市町との連携の強化】

豊能町から旅券にかかる窓口業務の受託

## ④情報通信技術の活用

### 【情報システムの機能強化】

スポーツ施設予約案内システムの運用、統合型GISを活用した市政情報発信の検討

### 【行政情報の活用的高度化】

「ふくまる教志塾」の塾生確保に向けたPRにかかる新たな情報発信ツールの活用の検討

### 【情報セキュリティ対策の高度化】

情報セキュリティポリシーの改訂と周知徹底

今後も、市民サービスの質を確保しながら、行財政改革に着実に取り組んでいきます。

※中間報告は、市ホームページや行政情報コーナーをご覧ください。

問い合わせは行財政改革推進課 ☎754・7003

市政  
トピックス

池田  
かわら  
版

4月

# みんなで支える介護保険 仮算定介護保険料のお知らせ



## ●65歳以上の方の仮算定介護保険料について

30年中の所得が確定する6月までは暫定保険料として、29年中の所得をもとに介護保険料を算定します。

普通徴収(納付書・口座振替にて納付)の方は、4～6月分仮算定介護保険料の通知書「仮徴収額通知書」を4月中旬に送付します。また、特別徴収(年金より天引き)の方は、7月に本算定として「特別徴収決定通知書」(年間保険料)を送付します。

※4月以降も引き続き特別徴収で納付する場合の仮算定保険料(4・6・8月分)は、30年2月の保険料と同額。

## ●40歳以上から支払いを

### ◆40～64歳(第2号被保険者)

医療保険の保険料に介護保険分をあわせて納付。詳細は加入している医療保険者に確認してください。

### ◆65歳以上(第1号被保険者)

年金(老齢・退職・遺族・障害)を年額18万円以上受給されている方は特別徴収、その他の方は普通徴収での納付です。

※4・5月に65歳の誕生日を迎える方や転入者は、仮算定(4～6月)の納付書は作成せず、7月に「本算定」として7月～翌3月の9回に振り分けた納付書を送付。

## ●保険料を滞納すると…

納付期限が過ぎると督促・催告が行われ、督促手数料・延滞金が増加されます。また、理由もなく保険料を滞納すると、次のような給付制限の措置がとられます。

- ①1年以上滞納すると、サービス利用料が一旦全額負担
- ②1年6カ月以上滞納すると、保険給付が一時差止め
- ③さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料を控除

※2年以上の滞納がある方は、滞納期間に応じて、サービス利用料の自己負担額が3割か4割に引き上げられます。災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や減免を受けられる場合があるので、同課にご相談ください。

問い合わせは介護保険課 ☎754・6288

# 後期高齢者医療制度についてお知らせ

## ●保険料の納付方法

年金の年額が18万円以上の方は原則特別徴収(年金からの天引き)になり、年金受給日に年金から直接天引きされます。特別徴収の対象とならない方は普通徴収となり、7月に送付する保険料額決定通知書に同封している納付書や口座振替で納めてください。

## ●仮徴収について

前年度の2月に特別徴収で支払われた方は、4・6・8月に同じ額が年金から仮徴収されます。4・6・8月から新たに特別徴収となる方には、30年度の保険料額を基に決定し、保険料仮徴収額決定通知書を送付します。また、7月に31年度保険料額決定通知書を送付します。決定した保険料額と4・6・8月に納めた仮徴収額の差額を、10・12・2月の年金から3回に分けて特別徴収します。

## 被保険者対象の無料受診できる 健康診査

### ◆健康診査が1回無料

同制度の被保険者には、4月下旬(年度の途中で新たに75歳となる方は誕生月の翌月中旬)に「健康診査受診券」を送付します。受診券に記載された有効期限(32年3月31日(火))までに無料で1回受診できます。

### ◆歯科健康診査も1回無料

4月から広域連合が指定する歯科医院で年度中に無料で1回受診できます。対象者には、健康診査同様4月下旬に「歯科医院リスト」を送付します。

☑ 指定医療機関などで事前に予約し、受診券と被保険者証を持って直接指定医療機関(歯科健康診査は受診券不要) ☑ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031

※長期入院中や施設入所中の方などは、対象外。

問い合わせは保険医療課 ☎754・6258

# 新体制でサービス向上へ 24施設で新たな指定管理者



本市では16年4月から「指定管理者制度」を導入し、民間のノウハウを活用することで、公共施設の住民サービス向上と経費節減を図っています。

30年度は、そのうち21施設が指定期間の満了を迎え、新たに本制度を導入する施設を含めた24施設についての指定を行いました。4月1日(月)からは、次の指定管理者が管理運営を行います。

各施設の指定管理者の決定過程や管理業務などの詳細は、各担当課にお問い合わせください。

公募施設	指定管理者	問い合わせ
葬祭場	NPO 法人 関西コミュニティ協会*	総合窓口課 ☎754・6243
五月山霊園		
桃園墓地		
敬老会館	(福) 大阪府社会福祉事業団	高齢・福祉総務課 ☎754・6250
養護老人ホーム	(福) のぞみ	障がい福祉課 ☎754・6255
くすのき学園	(福) 産経新聞厚生文化事業団	
都市緑化植物園	(一財) 池田みどりスポーツ財団	公園みどり課 ☎754・6275
池田城跡公園		
五月山緑地駐車場		
猪名川緑地駐車場		
五月山動物園		
五月山体育館		
夫婦池公園テニスコート		
猪名川運動場		
水月児童文化センター	NPO 法人 北摂こども文化協会	生涯学習推進課 ☎754・6295
児童館	教友会	
総合スポーツセンター	(一財) 池田みどりスポーツ財団	地域分権・協働課 ☎754・6641
石橋会館	石橋南地域コミュニティ推進協議会	
公益活動促進センター	池田市公益活動促進協議会	人権・文化国際課 ☎754・6231
男女共生サロン		
市民文化会館	(一財) いけだ市民文化振興財団	人権・文化国際課 ☎754・6232
カルチャープラザ		
ギャラリー		
3R推進センター	NPO 法人 いけだエコスタッフ	環境政策課 ☎754・6242

\*特定非営利活動法人関西KIDSコミュニティ協会は、31年1月18日付けで名称を特定非営利活動法人関西コミュニティ協会に変更しました。

問い合わせは行財政改革推進課☎754・7003

## 「夕焼け小焼け」のメロディも 4月から防災行政無線の運用を開始

災害時の避難情報などの緊急情報をいち早く市民に伝えるために整備を行ってきた「防災行政無線」が完成しました。4月から本格運用を開始します。

防災行政無線は、災害時の避難情報や特別警報などの気象情報を伝達する無線放送設備で、市内27カ所に設置します。主な設置場所は、小学校や中学校などの公共施設です。放送設備には次の2種類あります。

### 〈モーターサイレン(7カ所)〉

サイレンが聞こえる範囲はほぼ市内全域で、避難情報や特別警報などの緊急時に使用。

※6月に試験放送を実施予定。

### 〈音声スピーカー(27カ所)〉

音声聞こえる範囲は同無線を設置している周囲のみで、市内全戸に伝わるものではありません。

また、避難情報だけではなく、行政からの重要なお知らせなども流します。平日の午後5時には、子どもたちの帰宅を促すことなどを目的に「夕焼け小焼け」のメロディを流します。サイレンや音声聞き取りづらかった場合は、専用ダイヤル(☎752・2198)で内容を確認することができます。※同無線以外にも、災害情報は市ホームページやSNSでも発信していきます。



問い合わせは危機管理課☎754・6263